**平成２６年（フ）第７５号**
群馬県邑楽郡明和町須賀639番地　町住Ｂ―２、前住所群馬県邑楽郡明和町中谷93番地１ヒルズ坂上Ｃ―５
債務者　中沢佳代子
１　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第１５３号**
埼玉県本庄市若泉１丁目７番５―505号
債務者　井本　照男
１　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１５５号**
埼玉県羽生市大字下村君1906番地１　メゾンソレイユＡ102
債務者　山崎　裕志
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１７６号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津2076番地の２　テンダーⅢ103
債務者　木村　清史
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２０５号**
神奈川県平塚市東中原２丁目19番19―106号第１イーグルマンション
債務者　比家　信隆
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２０８号**
神奈川県伊勢原市東大竹1369番地の11　コーポ牧野Ⅱ101号
債務者　菅原小百合
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２１９号**
神奈川県小田原市寿町４丁目９番８号　テラススストウＡ―５
債務者　黒澤　礼子
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第９８号**
静岡県富士市中島23番地の１　遠藤マンション205号、前住所静岡県富士市岩本2157番地の10
債務者　仁藤　朗規
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第３９４号**
福岡市西区大字宮浦2122番地６、旧住所福岡県筑紫野市大字柚須原10番地３
債務者　福島　　治
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第６８４号**
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―202号
債務者　矢野　政之
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７２２号**
福岡県筑紫野市大字山家2849番地１　小川住宅216号
債務者　藤田　　鼎
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７２９号**
福岡市中央区梅光園１丁目３番17―602号
債務者　田崎　　明
１　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７３０号**
福岡市中央区梅光園１丁目３番17―602号
債務者　田崎　孝子（旧姓川上）
１　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７３７号**
福岡県筑紫野市大字永岡1502番地　サンライズ永岡Ｂ205号
債務者　中山　康昭
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７４０号**
福岡県福津市宮司ヶ丘８番23号
債務者　朝比奈永二
１　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７４１号**
福岡県福津市宮司ヶ丘８番23号
債務者　朝比奈智子
１　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７４５号**
福岡市南区的場１丁目16番10号
債務者　美口　満男
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部